

### 明るい選挙啓発標語入賞作品

政治や選挙への関心を高め  
てもらうため、明るい選挙の  
啓発標語作品を募集し、審査  
の結果、次の方々が入賞され  
ました。

#### ▼優秀賞

「きみの手で 未来をさめる  
ーぴゅーをー」  
平田 芽衣(増穂北小6年)

「その一票 あなたがつくる  
明るい社会」  
石森 彩花(増穂北小6年)

#### ▼優秀賞

「投票し 明るい日本を  
ろうよ」  
高木 知哉(増穂北小6年)

問選挙管理委員会  
☎0475(70)0397

### 自転車を安全に利用しましょう

自転車は便利な乗り物です  
が、交通ルールやマナーを守  
らず危険な運転をすると、重  
大な交通事故につながる恐れ  
があります。

#### ◆悪質・危険な自転車運転者 に対して講習が義務付けられ ています

信号無視、指定場所一時不  
停止など政令で定められた危  
険行為を、3年以内に2回以  
上した場合は、「自転車運転者  
講習」が義務付けられ、定めら  
れた期間(原則として受講命  
令から3カ月を超えない範  
囲)に受講しない場合は、5万  
円以下の罰金が科されます。

#### ◆運転者の遵守事項に関する 主なルール(千葉県道路交通 法施行細則第9条)

- ①傘差し運転等禁止  
傘差し運転等、視野を妨げ  
たり不安定になるような危険  
な運転は禁止されています。
- ②携帯電話等使用禁止  
自転車運転中に携帯電話等  
(携帯音楽機器を含む)を手  
で保持して通話や操作、表示  
された画像を注視することは  
禁止されています。
- ③ヘッドホン等使用禁止  
周囲の音が聞こえないよう

### 「ゾーン30」による速度規制が実施されています

生活道路における歩行者や自転車  
の安全確保を目的として、**わらび台、  
北飯塚・南飯塚・柿餅の一部**が、千葉  
県公安委員会により「ゾーン30」の区  
域に指定されています。

警察では、この区域が「ゾーン30」  
の指定区域と分かるよう規制標識や  
路面標示を整備し、速度規制を実施し  
ています。

#### ◆「ゾーン30」とは

「ゾーン30」は、交通規制(速度制  
限)の1つです。生活道路における歩  
行者や自転車の安全確保を目的とし  
て、区域を定めて速度を制限するもの  
です。

「ゾーン30」の区域内では、自動車  
等の速度は時速30km以内に制限され  
ます。

#### ◆ドライバーのみなさんへ

交通安全のため、ゾーン30の区域  
内では速度制限(時速30km以内)の  
遵守をお願いします。

#### 問東金警察署

☎0475(54)0110  
安全対策課生活安全班  
☎0475(70)0387

#### 〈ゾーン30の指定区域〉



ゾーン30の指定区域 ● 路面標示等の設置箇所



▲規制標識



▲路面標示

#### ◆自転車安全利用五則

##### ①自転車は車道が原則、歩道 は例外

道路交通法上、自転車は軽  
車両と位置付けられているの  
で、歩道と車道の区別がある  
ところでは車道通行が原則で  
す。ただし、例外として、次  
の場合は自転車歩道通行を  
することができます。

- ・道路標識や道路標示で指定  
された場合
- ・運転者が13歳未満の子ども、  
70歳以上の高齢者、身体の不  
自由な方の場合
- ・車道や交通の状況から見て  
やむを得ない場合

##### ②車道は、左側を通行

自転車は道路の左端に寄っ  
て通行しなければいけません。

- ③歩道は歩行者優先で、車道  
寄りを徐行
- 歩道を走行する場合はすぐ  
に停止できる速度で、また、歩  
行者の通行を妨げるときは一  
時停止しなければなりません。

##### ④安全ルールを守る

・自転車も飲酒運転は禁止  
・6歳未満の子どもを乗せる  
などの場合を除き、二人乗り  
禁止

- ・「並進可」標識のある場所  
以外では、並進禁止。

##### ⑤子どもはヘルメットを着用

・児童・幼児(13歳未満)の  
保護責任者は、児童、幼児に  
乗車用ヘルメットをかぶらせ  
るようにしましょう。

- ・夜間は、前照灯および尾灯  
(または反射器材)を点ける。
- ・信号を必ず守る。信号機の  
ある場合は、その信号に従う。
- ・一時停止の標識を守り、狭  
い道から広い道に出るときは  
徐行。安全確認を忘れずに。

#### ◆TSマークとは…



▲TSマーク

#### 問東金警察署

☎0475(54)0110  
安全対策課生活安全班  
☎0475(70)0387

### こちらは消費生活センターです!

#### 食品ロス削減のために、できることから始めよう!

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄  
される食品のことをいいます。

日本では、この食品ロスが年間642万ト  
ン※と試算されていますが、これは日本で  
食べられている食用の魚介類の量にほぼ匹  
敵します。そのうち312万トンが一般家庭  
から出ています。家庭での1人当たりの食品ロ  
ス量を試算すると、1年間で24.6キログラム  
となりますが、これは茶碗164杯分のごは  
んに相当します。 ※農林水産省および環  
境省「平成24年度推計」

#### ◆食品ロス削減のために大切なこと

大切なことは、一人ひとりが「もったいな  
い」を意識して、日ごろの生活を見直すこと  
です。特に次のポイントについて意識してみ  
ましょう。

##### ▶賞味期限を正しく理解する

食品の期限表示は「賞味期限」と「消費期  
限」の2種類があります。そのうち、賞味期限  
は「おいしく食べることでできる期限」です  
ので、期限を過ぎててもすぐに廃棄せず、自分  
で食べられるかどうかを判断することも大切  
です。

##### ▶買い物は必要に応じて

必要な食品を、必要なときに、必要な量

だけ購入しましょう。買い物前には冷蔵庫の  
チェックを心掛けましょう。

▶調理で作り過ぎない、余ったら作り変える  
もし食べきれなかった場合は、他の料理  
に作り変えるなど、献立や調理方法を工夫  
しましょう。

食材が余ってしまい困ったときは、一度、  
料理レシピサイト「クックパッド」内の「消費  
者庁のキッチン(公式ページ [URL](http://cookpad.com/kitchen/10421939)http://  
cookpad.com/kitchen/10421939))」をご覧  
ください。

##### ▶外食時の食べ残しに気を付けて

外食時(特に宴会時)の食べ残しを減らす  
ため、外食時には店やメニュー選びに気を  
付け、出される料理を「食べきる」よう心掛  
けましょう。

※参考 消費者庁ホームページ

#### ＜市消費生活センター＞

- ▶相談日時=祝日、年末年始を除く(月)・(火)・  
(水)・(金)10時~12時、13時~15時
- ▶会場=中央公民館1階相談室
- ▶相談電話  
☎0475(70)0344
- 問地域づくり課市民協働推進班  
☎0475(70)0342

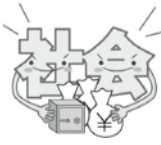
### 安全安心コーナー

#### 金融機関における「電話de詐欺」水際対策

千葉県警察では、「電話de詐欺」の被害を防止するため、県内の金融機関  
に対して「高額の現金をお持ち帰りになる方」、「高額の振り込みをされる  
方」が来店した際に「電話de詐欺」に騙されていないか確認するため次のよ  
うな声掛けをして、「電話de詐欺」の疑いがある場合には、110番通報もし  
しくは最寄りの警察署への連絡を依頼しています。

#### ◆声掛けの例

- ▶現金の引き出し理由
- ▶息子や孫から「携帯電話をなくした」、「電話番号が変わった」などの  
連絡があったか
- ▶引き出しは息子や孫から電話で頼まれたものか
- ▶息子や孫の変更前の電話に確認しているか
- ▶急いで引き出しをしないと息子や孫が困るか



「電話de詐欺」の被害を未然に防止するため、金融  
機関における「電話de詐欺」水際対策にご理解とご協力をお  
願いします。

地域で協力・声を掛け合って「電話  
de詐欺」を撲滅しましょう。

#### ●今月の移動交番開設日

セブンスイレブ 季美の森店	2日(水)10時~11時30分、 21日(月)14時~15時
ケーヨーデイツー 大網永田店	17日(木)10時~11時30分、 30日(水)14時~15時
主婦の店大網店	1日(火)14時~14時40分、 25日(金)10時~11時30分
農村環境 改善センター いずみの里	9日(水)・30日(水) 10時~11時30分
大網白里市役所 国保大網病院	10日(木)10時~11時30分 8日(火)14時~14時40分

#### ●合同パトロール予定

瑞穂小学校	1日(火)15時
大網東小学校	8日(水)15時
大網小学校	22日(火)15時

#### 問東金警察署

☎0475(54)0110

